

## 事務所ニュース



平成 27 年 12 月号

### ◆ トピックス

#### ○ 雇用保険：資格取得届等の様式が変更

雇用保険の手続きについては、2016年1月より個人番号(マイナンバー)を記載することになるため、届出様式が一部変更になる予定であることはかなり前から周知されていましたが、新様式案では、マイナンバーのほかにも被保険者が外国人の場合に記入する欄が追加されています。これまで、被保険者氏名はカタカナのみを記載することになっていましたが、在留カード記載順に、ローマ字氏名を記載することになります。今後、外国人労働者については、マイナンバーのほかに、在留カードのローマ字氏名も確認した上で、届け出ることになります。なお、新様式は2016年1月1日から利用開始の予定となっています。

### ◆ 人事労務研究室

#### ○ 無料で使える厚生労働省のストレスチェック実施プログラムのダウンロード開始

ストレスチェック制度の開始に合わせて、厚生労働省から「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」のダウンロードが開始されました。

このプログラムではストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等ができます。実施者用管理ツールと受検者回答用アプリに分かれていて、実施者用管理ツールでは、受検者と未受検者を一覧で表示、高ストレス者の判定基準を設定し、判定を行うことができます。また、これらを併せて利用することで、受検者回答用アプリで回答した内容を実施者用管理ツールで取り込むことが可能となっています。その他、以下の機能が無料で用意されています。

[厚生労働省版プログラムの機能]

(1)労働者が画面でストレスチェックを受ける

※職業性ストレス簡易調査票の57項目によるものと、より簡易な23項目によるものの2パターン

※紙の調査票で実施し CSV 等へ入力したデータをインポートできる

(2)労働者の受検状況を管理

(3)労働者が入力した情報を基に、あらかじめ設定した判定基準に基づき、自動的に高ストレス者を判定

(4)個人のストレスチェック結果を出力

(5)あらかじめ設定した集団ごとに、ストレスチェック結果を集計・分析(仕事のストレス判定図の作成)

(6)集団ごとの集計・分析結果を出力

(7)労働基準監督署へ報告する情報を表示

プログラムのダウンロードはこちら↓

<http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

### ◆ 助成金研究室

#### ○ 職場定着支援助成金【要件変更】

ストレスチェック制度のスタートに併せて職場定着支援助成金の一部が変更となりました。職場定着支援助成金は健康・環境・農林漁業等の分野を重点分野として、事業主が評価・処遇制度や研修制度等を新たに導入し、離職率の低下に取り組む場合に活用できる助成金です。雇用管理制度として以下の4つの中から制度を導入する必要があります。

(1)評価・処遇制度、(2)研修制度、(3)健康づくり制度、(4)メンター制度

12月から(3)健康づくり制度が変更となりました。従来は人間ドック、生活習慣病予防検診、腰痛健康診断、メンタルヘルス相談が対象となっていたが、ここからメンタルヘルス相談が対象外となりました。平成27年12月1日以降に提出される雇用管理制度整備計画から適用されています。

**採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント**

**鈴木労務コンサルタント事務所**

**特定社会保険労務士 鈴木 恵子**

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail:info@suzuki-consultant.com

URL:http://suzuki-consultant.com/